

◎高度テレビジョン放送施設整備促進

臨時措置法の一部を改正する法律

(平成二十二年二月三日法律第六六号)

一、提案理由(平成二十二年一月二五日・衆議院総務委員)

○片山国務大臣 放送法等の一部を改正する法律案及び高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

.....(略).....

引き続きまして、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

この法律案は、デジタルテレビジョン放送の送信設備等の整備を引き続き促進するため、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の廃止期限を平成二十七年三月三十一日まで延長するものであります。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び概要であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院総務委員長報告(平成二十二年一月二五日)

○原口一博君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

.....(略).....

次に、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部を改正する法律案は、デジタルテレビジョン放送の送信設備等の整備を引き続き促進するため、平成二十二年十二月三十一日までとされている廃止期限を、平成二十七年三月三十一日まで延長しようとするものであります。

両法律案は、昨二十四日本委員会に付託され、本日、片山総務大臣から提案理由の説明を聴取し、続いて、放送法等一部改正案に対する民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会、公明党、社会民主党・市民連合及びみんなの党の五党派共同の修正案について、提出者から趣旨の説明を聴取いたしました。

た。

.....(略).....

次に、高度テレビジョン放送施設整備法一部改正案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院総務委員長報告(平成二十二年一月二六日)

○那谷屋正義君 たいいま議題となりました六法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

.....(略).....

次に、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部を改正する法律案は、デジタルテレビジョン放送の送信設備等の整備を引き続き促進するため、平成二十二年十二月三十一日とされている法律の廃止期限を平成二十七年三月三十一日まで延長しようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、大相撰取材関連不祥事へのNHKの対応、放送事業者に対する業務停止命令規定の運用の在り方、地上放送デジタル化に向けた取組の強化、放送行政の独立性の確保等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山下芳生委員より放送法等改正案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、放送法等改正案は多数をもって、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法改正案は全会一致をもって、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。